

第 18 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第18回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和4年10月21日（金）午後1時15分～午後2時5分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1

3 出席委員 （農業委員7名）（農地利用最適化推進委員15名）

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
8 :	岸本 富生	9 :	田中 眞司
10 :	稲田 保	11 :	近田 武司
12 :	前田 薫	13 :	藤川 良昭
14 :	永井 達郎	15 :	土井 賢一
16 :	増田 種正	17 :	長谷川義博
18 :	青木 輝剛	19 :	藤原 廣典
20 :	中井 義則	21 :	森本 謙介
22 :	前田 明弘	23 :	横山 和行

4 欠席委員 （農業委員1名）（農地利用最適化推進委員0名）

7 : 政井 武雄

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第88号 非農地証明願に対する認可について

議案第89号 農用地利用集積計画の決定について

議案第90号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第2項の規定による届出の受理

報告3 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知の受理

報告4 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
- 本日第18回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
- また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。
- さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第18回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
- 7番 政井武雄委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。
- 議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
- このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号2番 中尾委員、3番 稲岡委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第86号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

- 事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。
- 議案第86号
農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページ、3ページの7件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第86号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページから8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 栗生町○○○○ ○○○○、譲渡人 栗生町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 栗生町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、栗生町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、栗生町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、栗生町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計4筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人は、身体障害者で、もともと農作業することができず、以前から地元の大規模農家である○○○○（会社名）にお願いされていましたが、来年3月で○○○○（会社名）との契約が切れるにあたり、譲渡人として今後の農地の管理が困難なため、近隣に在住されている譲受人に4筆すべて無償で譲渡することになったとのこととあります。譲受人は、酒屋でもあり、米も販売されておられます。農機具等一式も所有し、稲も1町7反あまり耕作されておられ、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 福住町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市西区○○○○ ○○○○、申請地 所在地 福住町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人、譲渡人は親戚関係にあり、当該農地について、譲受人が、十数年以上前から耕作をお願いされておられました。このたび、譲渡人のご容態が悪くなられ、早々に処分したいとのことで、譲渡されることになりました。譲受人は4,127㎡を耕作し、農機具一式も所有されておられ、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 片山町○○○○ ○○○○、譲渡人 加西市鶉野町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 片山町○○○○ ○○○○ 地目畑面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は、耕作できなくて、周りの方が困っておられます。譲受人が家の近くに畑がほしいということで、売買契約されることになりました。譲受人は、2月にご主人を亡くされましたが、近所の方に手伝ってもらいな

がら農業をしておられます。また、2男が譲受人宅の近くに住み、水田耕作もしておられ、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、4番について説明いたします。

参考資料の、13ページから18ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 片山町○○○○ ○○○○、譲渡人 加西市鶉野町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 片山町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、片山町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、片山町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、○○○○㎡の農地を所有されていますが、片山町内で、ほかの方の耕作も手伝っておられ、あわせると○町あまりの水田耕作をされています。このたび売買されます農地も耕作放棄地として日ごろから気にかけていたところであり、何ら問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定

いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、5番について説明いたします。

参考資料の、19ページから22ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 池尻町○○○○ ○○○○、譲渡人 池尻町○○○○
○○○○、申請地 所在地 池尻町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○
○○○㎡ 自作地、池尻町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、池尻町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、
池尻町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、池尻町○
○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、池尻町○○○○
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計6筆 合計面積○
○○○㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人は遠い親戚にあたられます。当該農地については、譲渡人の息子さんが最近亡くなられ、譲受人が耕作しておられました。今後も譲渡人が農地の面倒を見られないとのことで、譲渡したいとの話になりました。譲受人は1町あまり耕作しておられ、農機具一式も所有し、まじめに農業をされておられる方です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、6番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 久保木町○○
○○ ○○○○、申請地 所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田
面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該農地については、現在、大規模農家である○○○○さんが耕作され

ておられましたが、今年で契約切れとなります。そこで、譲渡人から隣の田を所有されている譲受人に譲渡の話を持ち掛けられたものです。譲受人は、1町7反の田を耕作しておられ、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、7番について説明いたします。

参考資料の、25ページ、26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 河合中町○○○○ ○○○○、譲渡人 河合中町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 河合中町○○○○ ○○○○ 地目畑面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は高齢になられ、農地の管理ができないとのことで、譲受人を紹介されました。

譲受人は、現在、自分自身の田を○反○畝所有されており、農地をさらに拡大したい希望があります。農業にも意欲的で、トラクター、田植え機等農機具一式も所持されておられます。このたび購入される畑では、ジャガイモ等を栽培したいとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定

いたします。

○議長 以上、議案第86号 農地法第3条関係では、申請件数7件、うち許可件数7件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第87号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第87号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第87号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、27ページ、28ページをご覧ください。

申請人：譲受人 明石市魚住町○○○○ ○○○○、譲渡人 来住町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 来住町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権設定、一般住宅、木造スレート平屋建て 1階○○○○㎡、第2種農地です。

譲受人は、譲渡人の息子さんで、地元に戻って住みたいとのことで、実家の隣の農地に家を建てたいとのことです。隣接する○○○○さん、○○○○さんも親戚にあたり、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

- 1番 1番住本が、1番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側、南側が道路、西側が水路、北側が田と道路と水路となっております。
従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。
- 事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。
- 議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。
- 議長 以上、議案第87号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

- 議長 次に、議案第88号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。
- 事務局 (多鹿) 議案書の7ページをお願いします。
議案第88号
非農地証明願に対する認可について
別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。
令和4年10月21日提出
小野市農業委員会 会長 岸本 富生
詳細は、8ページの2件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 議案第88号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願

に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長　それでは、1番について　地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の29ページ、30ページをご覧ください。

申請人　中番町○○○○　○○○○、申請地　所在地　中番町○○○○
○○○○　地目畑　面積○○○○㎡　自作地です。

摘要としまして、昭和40年頃より宅地の一部として使用しています。

申請人から、他の土地について検討されていたところ、当該農地について違反転用されていることが判明したとのことです。当該農地については、申請人の先代が、○○さんに貸されていますが、申請人は、ご存じなかったようです。借りられた方が、当該農地に無断で建物を建て、住んでおられたとのことです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○1番　1番住本が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側、南側が宅地、北側が畑となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長　1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは、2番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 19番藤原が、2番について説明いたします。

参考資料の31ページ、32ページをご覧ください。

申請人 小田町○○○○ 亡○○○○ 相続財産管理人 加東市社○○○○ 弁護士 ○○○○、申請地 所在地 小田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、平成2年頃より宅地の一部として使用しています。

当該農地は、○○○○の南側、50年ほど前は田か畑だったようですが、平成2年頃の航空写真では既に宅地の一部になっていたようです。

当該農地が相続放棄されておられるため、相続財産管理人が今後のことを考え、地目を農地から変更したいとのことでこのたびの申請となったことです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○1番 1番住本が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側、南側、北側が宅地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、当該農地所有者が亡くなっておられ、相続人がいないため、相続財産管理人である弁護士からの申請になりますので現況写真があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、現況写真、すべて提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○15番 15番、土井です。当該農地について、農地が宅地になれば、今後はどうになるのでしょうか？

○事務局 相続人が相続放棄されておられますが、亡くなられた土地所有者には、市税の滞納があるそうです。そこで、相続財産管理人が当該農地の処分権を持っておられますので、今後、農地が宅地になれば、裁判所で競売にか

けることになり、落札された代金を相続財産管理人が、市税滞納に充当し、残った金は国庫に入ることになると思います。

○議長　ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○議長　ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長　以上、議案第88号 非農地証明願に対する認可について申請件数2件、うち認可件数2件により審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について)

○議長　次に議案第89号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　議案書9ページをお願いします。

議案第89号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和4年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

10ページをお願いします。

市長部局より、令和4年10月6日付で、意見を求められています。

11ページの「農用地利用集積計画書」を説明いたします。

利用権設定等総括表(使用貸借権の設定)で、

(1) 利用権の設定を受ける者(借り手)は、黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は1件、〇〇〇〇㎡、再設定は2件、〇〇〇〇㎡、合計3件、〇〇〇〇㎡であります。

12ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者(貸し手)は、黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかで、新規は1件、〇〇〇〇㎡、再設定は2件、〇〇〇〇㎡、合計3件、〇〇〇〇㎡であります。

次に、13ページは、利用権設定等総括表(貸借権の設定)で、

(1) 利用権の設定を受ける者（借り手）は、加東市〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は9件、〇〇〇〇㎡、再設定は18件、〇〇〇〇㎡、合計27件、〇〇〇〇㎡であります。

15ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者（貸し手）は、中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は9件、〇〇〇〇㎡、再設定は18件、〇〇〇〇㎡、合計27件、〇〇〇〇㎡であります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第89号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第89号 農用地利用集積計画の決定についてに関する審議は終了いたしました。

（農用地利用集積計画の決定について（所有権移転））

○議長 次に議案第90号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書17ページをお願いします。

議案第90号

農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和4年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

18ページをお願いします。

市長部局より、令和4年9月28日付で、意見を求められています。

19ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん で、農地8筆、〇〇〇〇㎡を、売買により取得されます。

20ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほか2名でございます。

〇〇〇〇（所有権移転を受ける者）は、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第90号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第90号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 21ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

（証明期間 令和4年9月1日～令和4年9月30日）

令和4年10月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 喜多町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 農業用倉庫

(2) 耕作証明 番号1 住所 福住町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請

記載のとおり、証明書を交付した件数は、農家証明が1件で使用目的は農業用倉庫、耕作証明が5件で、使用目的は軽油免税申請が3件、農振除外申請が1件、その他が1件です。このその他は、傷害保険の申請に際し、農業に従事していることの証明が必要とこのことでした。

引き続きまして22ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第2項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年9月1日～令和4年9月30日)

令和4年10月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 姫路市三左衛門堀西の町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 摘要といたしまして、分譲住宅 所有権移転

令和4年9月20日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

10条による届出は、1件 1筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして23ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和4年9月1日～令和4年9月30日)

令和4年10月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 神戸市西区 〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目は田 面積は、 〇〇〇〇㎡

摘要 令和4年9月7日 利用権 賃貸借 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計4件 11筆 〇

〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして24ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年9月1日～令和4年9月30日)

令和4年10月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人(被相続人) 西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡

地目は田

西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡

地目は田

西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡

地目は田

西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡

地目は田

以上合計4筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和4年9月6日受理
農地法3条の届出はすべて相続による所有権の取得が5件で、合計36筆 33,538.58㎡でございます。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第18回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名

捺印する。

令和4年10月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員2番

議事録署名委員3番